



国自技第46号の4
平成18年6月13日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長



自主防犯活動用自動車の取扱いについて

自主防犯パトロールに使用する自動車への青色回転等の装着については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号、以下「保安基準」という。）第55条の規定による基準の緩和（以下「基準緩和」という。）により処理してきたところであるが、今般、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成18年3月31日国土交通省令第22号）により自主防犯活動用自動車の基準が規定されたことに伴い、下記のとおり取扱いについて定めたので了知されたい。

なお、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装着する場合の取扱いについて」（平成16年11月9日付け国自技第157号）は平成18年6月30日をもって廃止する。

記

1 現に基準緩和として処理された自動車の取扱い

- (1) 自主防犯活動用自動車の保安基準に適合するものについては、基準緩和の処分は保安基準の改正後も有効であるが、基準緩和の処分によらず運行することができる。
- (2) この場合において、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定による記載は、同規則第35条の3第1項第22号の記載をもつ

て代えることができる。

- (3) したがって、基準緩和の処分の取消し及び自動車検査証の記載事項変更を行う必要はない。(自主防犯活動用自動車でなくなった場合を除く。)
- (4) また、道路運送車両法施行規則第 54 条第 1 項の規定(同規則第 52 条第 1 項第 3 号係る部分に限る。)による車体後面の標識は必要ない。(同規則第 54 条第 1 項の規定にかかわらず抹消する必要はない。)

2 平成 18 年 7 月 1 日以降における自主防犯活動用自動車の取扱い

- (1) 自主防犯活動自動車としての証明の取消し又は証明書の返納により自主防犯活動用自動車でなくなった自動車であって、道路運送車両法第 67 条による自動車検査証の記載事項の変更手続きを行っていない自動車は、継続検査において自動車検査証の有効期間の更新ができないため、あらかじめ、当該証明書又は標章(別添 1 参照)等により自主防犯活動用自動車であるか否かを確認すること。
なお、証明の取消し又は証明書の返納により自主防犯活動用自動車でなくなった自動車には、青色防犯灯の装着ができないので注意すること。
- (2) 青色防犯灯は、「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の細部取扱いについて」(平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 235 号)の別紙中 I. 4 の「任意灯火器類」に該当すること。

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長
○○方面本部長

印

平成 年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止する等取消し事由が発生し、返納手続きを終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記載内容の変更を行う時には、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
*この様式は平成18年7月1日以降に使用する。

(表)

		番号
青色回転灯装備車 (自主防犯パトロール中)		
<u>自動車登録番号又は車両番号</u>	<u>使用団体名</u>	
<u>パトロール実施地域</u>		
発 行 日 年 月 日		警 視 総 監 都道府県警察本部長 ○○方面本部長
		<input type="checkbox"/> 印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯を自動車に装着して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示して下さい。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 表面の縁取りは赤色とする。